

調査基準価格（最低制限価格）の算出におけるランダム係数の導入について

1 対象案件

令和7年6月1日以降に入札公告等を行う低入札価格調査制度（調査基準価格）及び最低制限価格制度を適用する建設工事及び建設工事関連業務

2 算出方法

$\begin{array}{l} \text{税抜き調査基準基本価格}^{\ast 1} \\ \text{(税抜き最低制限基本価格)} \end{array} \times \text{ランダム係数} \times 1.1 = \begin{array}{l} \text{調査基準価格}^{\ast 2} \\ \text{(最低制限価格)} \end{array}$

※1 現行の税抜き調査基準価格（税抜き最低制限価格）

※2 上記の計算過程で生じる端数は、円未満をその都度切捨て

【計算例】

税抜き調査基準基本価格 12,345,678 円 ランダム係数 1.005 (0.5%)

12,345,678 × 1.005 = 12,407,406.39

→ 円未満切捨て 12,407,406 円 (税抜き調査基準価格)

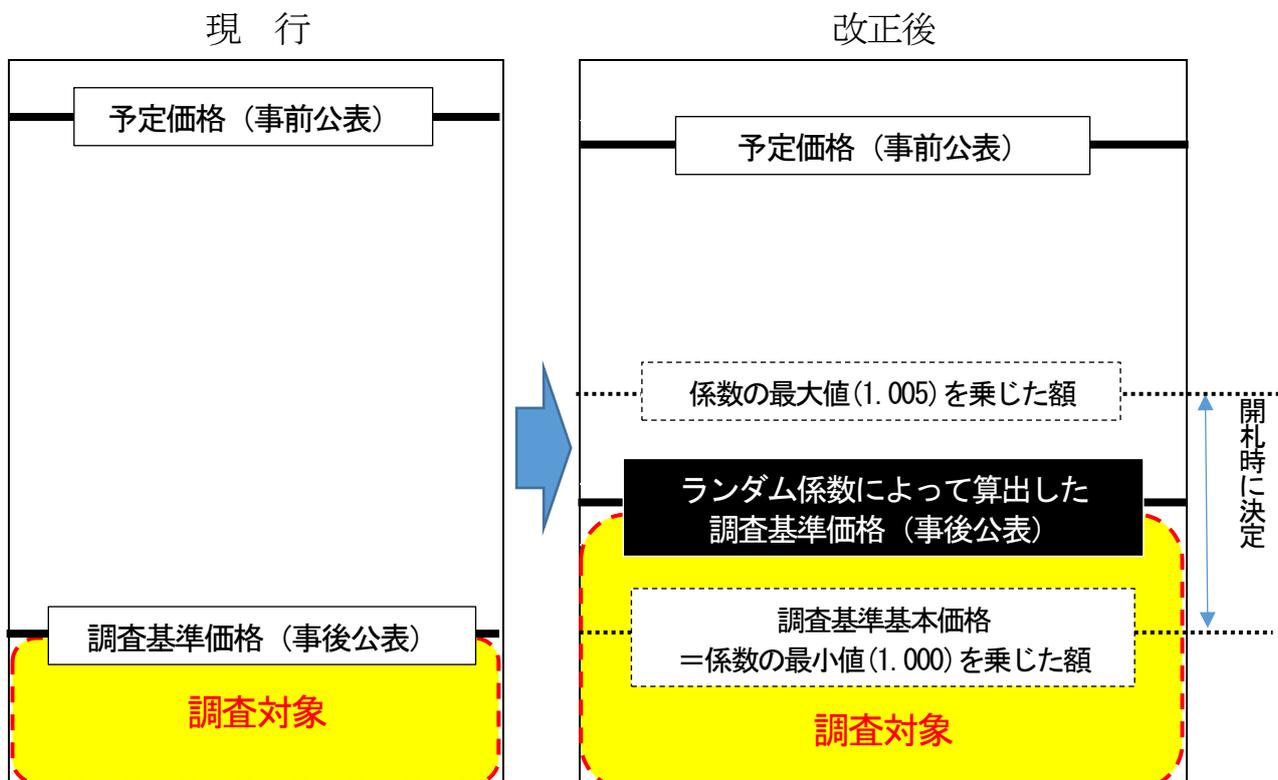
12,407,406 円 × 1.1 = 13,648,146.6

→ 円未満切捨て 13,648,146 円 (調査基準価格)

3 ランダム係数の値

開札時に電子入札システムが自動的に算出する 1.000～1.005 までの無作為の数字。（0.0%～0.5%の変動係数）

(イメージ図 (低入札価格調査制度の場合))



4 低入札排除措置について

愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱に定める低入札回数に含めるのは、「税抜き調査基準価格 (税抜き最低制限価格) ※」を下回る価格で入札を行った場合とします。

※ランダム係数を乗じた後の価格

5 結果の公表

契約締結後に、税抜き調査基準価格 (税抜き最低制限価格) を公表します。

※税抜き調査基準基本価格 (税抜き最低制限基本価格) 及び算出に使用した係数は非公表